

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環 境 厚 生 常 任 委 員 会	会 議 場 所	第 3 委 員 会 室
		担 当 職 員	八 木
日 時	平 成 2 3 年 1 2 月 1 6 日 (金 曜 日)	開 議	午 前 1 0 時 0 0 分
		閉 議	午 後 2 時 2 5 分
出 席 委 員	◎ 吉 田 ○ 苗 村 山 本 酒 井 竹 田 眞 継 中 澤 立 花 明 田		
理 事 者 出 席 者	坂 井 病 院 事 業 管 理 者 田 川 管 理 部 長 野 中 病 院 総 務 課 長 森 環 境 市 民 部 長 西 田 環 境 市 民 部 理 事 木 村 環 境 政 策 課 長 中 川 環 境 事 業 課 長 人 見 市 民 課 長 吉 田 保 険 医 療 課 長 中 西 環 境 総 務 係 長 武 田 健 康 福 祉 部 長 門 健 康 福 祉 部 理 事 小 川 こ ど も 福 祉 課 長 河 原 こ ど も 福 祉 課 副 課 長 秋 山 社 会 福 祉 課 副 課 長 佐 々 木 地 域 福 祉 係 長 吉 田 障 害 福 祉 課 長 中 村 障 害 福 祉 課 参 事 桜 井 障 害 福 祉 課 副 課 長 栗 林 高 齢 福 祉 課 長 俣 野 健 康 増 進 課 長		
傍 聴 者	市 民 3 名	報 道 関 係 者	一 名
		議 員	1 名 (中 村)

会 議 の 概 要

1 開 議

2 請 願 審 査 (審 査 ~ 採 決)

(1) 受 理 番 号 1 4 障 害 者 総 合 福 祉 法 の 制 定 を 求 め る 国 へ の 意 見 書 に つ い て の 請 願

< 休 憩 1 0 : 0 2 ~ 1 0 : 3 0 >

委 員 会 を 休 憩 し、委 員 会 協 議 会 と し て 請 願 者 か ら の 意 見 聴 取

[紹 介 議 員 説 明] [質 疑] [討 論]

な し

[採 決]

受 理 番 号 1 4 障 害 者 総 合 福 祉 法 の 制 定 を 求 め る 国 へ の 意 見 書 に つ い て の 請 願
挙 手 全 員 採 決

< 吉 田 委 員 長 >

採 決 し た 請 願 の 趣 旨 に 沿 う 意 見 書 の 発 議 に つ い て 意 見 は。

< 立 花 委 員 >

会 派 幹 事 長 等 か ら 発 議 さ れ る こ と が 望 ま し い。

< 吉 田 委 員 長 >

委 員 会 か ら は 発 議 し な い こ と と す る。

< 全 員 了 >

~ 1 0 : 3 3

3 議 案 審 査

(1) 第 7 号 議 案 平 成 2 3 年 度 亀 岡 市 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

[理事者入室] 市立病院
＜管理部長＞
電子カルテ導入に伴う説明
＜病院総務課長＞
資料に基づき説明

～10:49

＜吉田委員長＞
スムーズな議案審査のため、数値等の詳細な説明を行う場合は補足資料を提出されることを望む。

[質疑]

＜苗村副委員長＞
債務負担行為設定された総合管理業務委託等について市内業者の受注件数は。

＜病院総務課長＞

H23年度、8業務中1件。廃棄物運搬業務、南丹清掃。その他は市外業者。

＜苗村副委員長＞

市内業者の活用は。給食等は活用可能ではないか。

＜病院総務課長＞

病院規模等が原因となり入札に参加する業者が少ない。

＜明田委員＞

①廃棄物運搬業務について運搬以外の業務は。

②法定福利費、共済組合事業主負担について共済組合とは。

＜病院総務課長＞

①清掃業務は総合管理業務に含まれる。廃棄物の処理は南丹市のカンポリサイクルプラザ。

②京都府市町村共済組合。

＜明田委員＞

廃棄物運搬業務について運搬のみの業務として分けられている理由は。

＜病院総務課長＞

南丹清掃は処分場を有していない。カンポは収集運搬を行っていない。下水道事業合理化特別措置法に基づく合理化計画により、1社随契で南丹清掃に委託している。

＜立花委員＞

①P10、人勸に関する給与改定の詳細は。

②P2、資産の取得について、CTをリースではなく買い取りとした理由は。当初予算での購入予定機器を変更しCTを購入した理由は。

＜病院総務課長＞

①若年層等を除く19名分。行政職13名中対象6名、医療職1医師は据え置き、医療職2医療技術者16名中対象3名、医療職3看護師69名中対象10名。

②CTを1億円とした場合、買い取りによる起債の元利償還金の合計、及び交付税措置等により買い取り方式が総額で2千万円以上の経費節減あり、総合的に判断した。当初予算での購入予定機器は電子カルテの構築状況により来年度整備することで足りるもの。

＜眞継委員＞

①電子カルテの業者選定に係る状況は。

②現有のC Tが十分稼働する状況で新たなC Tを導入する合理的な理由は。当初予算での購入予定機器が電子カルテの構築状況から今年度購入の必要がなくなったことによる経費の余裕が理由ではないのか。H 2 3年度決算で大幅な赤字となることを避けるために購入したのではないか。

<管理部長>

①企画提案方式により選定委員会で選定。委員は院長以下医師、各部長等。部門別システム、医療機器、経費及び保守管理等も含め総合的な提案を求めた。富士通系列のシステム、NEC系列のシステム、東芝系列のシステムを扱う3社が参加。CSI社(NEC系列)と2億5,777万5千円で契約。工期はH 2 3. 11月~H 2 5. 1月まで。

<病院総務課長>

②現有C TはH 1 5購入、5,880万円、法定耐用年数は6年、4列スライス。近隣では亀岡病院が64列の機器を保有。C Tの機能向上は急速、購入機器は80列、医師の要望が強い。高い医療技術を提供できることとなる。

<眞継委員>

電子カルテの導入は地域医療連携も重要であると説明を受けているが内容は。また地域医療連携を担当する者が選定委員には含まれていないように考えるが。

<管理部長>

選定には全て部門から意見聴取している。またシステム構築には全職員が関わる形式をとっている。地域医療連携には他の医療機関にもシステム等が必要であり一足飛びに整備できないが、将来的に対応できる体制を見据えて進めている。

~ 1 1 : 1 5

[理事者入室] 環境市民部

(2) 第1号議案 平成23年度亀岡市一般会計補正予算(第3号)

<関係課長>

資料に基づき順次説明

~ 1 1 : 2 5

[質疑]

<立花委員>

P 2 9、人勸に関する給与改定に伴う清掃公社への補助金の詳細は。

<環境事業課長>

後程資料提出する。

<苗村副委員長>

P 2 9、塵芥収集運搬経費補助金減について、退職職員の不補充が原因であるが、来年度の職員体制は。

<環境事業課長>

退職はH 2 2. 1 2、及びH 2 3. 3に都合により退職。来年度は補充する予定で調整中。

~ 1 1 : 2 9

(3) 第2号議案 平成23年度亀岡市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

<保険医療課長>

資料に基づき説明

[質疑]

なし

[理事者退室]

～ 11 : 32

[理事者入室] 健康福祉部

(4) 第1号議案 平成23年度亀岡市一般会計補正予算(第3号)

(5) 第17号議案 亀岡市総合福祉センターに係る指定管理者の指定

(6) 第18号議案 亀岡市厚生会館に係る指定管理者の指定

(7) 第19号議案 亀岡市曾我部いこいの家に係る指定管理者の指定

(8) 第20号議案 亀岡市畑野健康ふれあいセンターに係る指定管理者の指定

<関係課長>

資料に基づき順次説明

～ 12 : 00

[質疑]

<立花委員>

指定管理者について従前は単年度で契約されていた。選定経過等の説明を。

<健康福祉部長>

指定管理に係る債務負担行為の設定は今回が初めて。従前は単年度で予算計上していたが、安定的な契約を行うためには債務負担行為の設定が必要。指定管理の指定と合わせて債務負担行為の設定を提案している。健康福祉部所管分は従前からの事業者が引き続き行うものであるが、選定にあたっては実績、管理計画等の資料をもとに決定した。資料は配付済み。

～ 12 : 05

<休憩 12 : 05～13 : 00>

<吉田委員長>

指定管理者の指定に係る分について再度理事者説明を行う。

<健康福祉部長>

資料に基づき説明

～ 13 : 12

[質疑]

<立花委員>

①指定管理に係る資料について説明あるべき。

②指定管理に係る利用料収入は。各施設の状況は。

<事務局>

①3常任委員会共通の資料であり委員会開催時に配付することとした。今後は内容により事前に配付する方が望ましい資料については対応を検討する。

<健康福祉部長>

②指定管理者制度では施設利用料は管理者の収入となるためその分を除いた管理料を支払うこととなる。

<こども福祉課長>

②H22年度、総合福祉センター110万4,475円、厚生会館88万2,0

46円

<高齢福祉課長>

②曾我部いこいの家、畑野健康ふれあいセンターは利用料金をとっていない。

<明田委員>

市からの職員派遣は。

<健康福祉部長>

現在は派遣職員なし。総合福祉センターはH22年度まで1名派遣があった。

<中澤委員>

総合福祉センターに係り平等な利用の確保とは、また、働く女性の家等に係る定義の課題は。

<健康福祉部長>

総合福祉センターは障害者、高齢者、働く女性等に係る特定の目的を果たすために設置されたものであり、該当者は利用料負担がなかった。しかし、働く女性等定義が困難であり、実際はサークルや市の講座等での利用であった。一定整理し、サークル等を登録団体とし相応の負担を求めることとした。中央公民館と同様の整理となる。

<中澤委員>

施設利用者に誤解が生じないよう十分な説明が必要である。要望。

<酒井委員>

指定に係り条件付公募の条件とは、一般公募の応募状況、競合した場合の判断基準は。

<こども福祉課長>

総合福祉センターが行う事業は5つ、コミュニティセンター事業、身体障害者福祉センター事業、中央老人福祉センター事業、働く女性の家事業、勤労青少年ホーム事業。これらに対応できる経験や人材等を有する団体を公募し応募が1件。

<健康福祉部長>

今回競合はなかった。管理料の多寡も検討材料であるが、施設にふさわしい事業計画の策定や事業者の経営内容等を含め選定委員会で総合的に決定される。

<酒井委員>

シルバー人材センターが貸館業務に長けている認識はないが、業務は適切に行われているのか。競合することで業務の質が向上すると考える。応募する事業者が少ないと感じるが。

<健康福祉部長>

地方自治法改正による制度の創設により本市でも基本的に全ての施設を指定管理者に移行していくこととした。しかし、都市部における文化施設のように多数集客して利益を増加させる性質の施設ではない。本市でも民間業者が応募したのは亀岡会館と運動公園のみである。企業が参入することにメリットが少ない施設であると認識している。

<明田委員>

亀岡地区自治会館の状況は。

<高齢福祉課長>

H17年度から直営管理である。

<明田委員>

直営管理であれば入所者へ市から経費を支出することはないと考えるが。

<高齢福祉課長>

亀岡市老人福祉センターは市の直営管理である。管理業務を亀岡地区自治会連合会に委託しており、委託料を支出している。

<眞継委員>

- ①曾我部いこいの家及び畑野健康ふれあいセンターが非公募である理由は。
- ②総合福祉センターの管理料が下がっており、利用料の増収で補われるはずであるが、事業規模から考えると大幅な増収が必要となる。利用者からすると減免対象から外れ新たな負担が生じることによる不満が生じるのではないか。

<健康福祉部理事>

- ①施設の設置目的、利用者の状況等を考慮し、地域に密着した施設であることから非公募と整理された。
- ②利用料収入を200万円／年と見込んでいる。収入を得るがために利用者の不利益が生じないように、サービスの水準等を考慮して計画が策定されている。

<健康福祉部長>

総合福祉センターの減免見直し等については、サークル関係者と協議を重ね理解をいただいております。これらの条件を前提に利用料の見込みを立て事業者の説明し、事業が計画されている。

～13:39

○行政報告

第3期亀岡市障害福祉計画について

<障害福祉課長>

資料に基づき説明

[質疑]

なし

[理事者退室]

～14:00

4 討 論～採 決

[討論]

<立花委員>

第1号議案、第2号議案及び第7号議案について、人事院勧告に準じた給与改正に伴う内容である。反対。

[採決]

第1号議案	挙手	多数	可決	(反対: 苗村、立花)
第2号議案	挙手	多数	可決	(反対: 苗村、立花)
第7号議案	挙手	多数	可決	(反対: 苗村、立花)
第17～20号議案	挙手	全員	可決	

<吉田委員長>

委員長報告への請願審査の内容の反映について、盛り込むこととする。

<全員了>

<竹田委員>

議案審査について数値等の説明は資料として提出いただく方が審査の充実に資する。従前より改善されているがさらに留意願いたい。

<吉田委員長>

事務局を通じて理事者に申し伝える。

～14:09

5 陳情・要望について

高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの公費助成を求める陳情

<吉田委員長>

本委員会としては聞き置く程度とする。

<全員了>

～14:11

6 委員の推薦について

○国民健康保険運営協議会委員 5名

<明田委員>

自身の交代を願う。

<吉田委員長>

明田委員の交代の申し出について意見は。他に希望がなければ同会派の眞継委員を推薦する。その他の委員は継続する。

<全員了>

<明田委員>

運営協議会の会長を担当していた。会長は運営協議会で決定されるが留意願う。

～14:15

7 その他

○議会報告会、議会だよりでの委員会報告内容について

<吉田委員長>

意見はあるか。

<竹田委員>

病院事業会計補正予算について、新機器（CT）が導入されたこと及び電子カルテシステムの構築について。

<吉田委員長>

病院の補正予算に関連してまとめる。

<全員了>

○議会報告会での意見・要望等と回答について

<吉田委員長>

古世5、古世7、ホームページで回答するとしたものは案のとおり回答とする。

<全員了>

<吉田委員長>

大井1、東つつじ1について、会場での回答で完結している。「参考」とする。

<全員了>

<吉田委員長>

東つつじ4について意見は。

<立花委員>

会場でなされたのは具体的な内容を伴った質問であったのか。

<眞継委員>

一般論として行われた質問と理解し回答があった。

<明田委員>

質問は一般論として行われ、回答は具体的内容を伴うならば請願等の手段がある旨が回答された。

<立花委員>

質問者が会場での回答で理解されたのならば完結している。

<吉田委員長>

「参考」とする。

<全員了>

○1月月例開催について

<吉田委員長>

次回の委員会で決定する。

散会 ～14:25